

社会法の構造と理念 (二)

宮 川 澄

は し が き

- 一 近代法体系における社会法の地位
 - 二 社会法存立の基礎(以上二三卷三号)
 - 三 社会法の構造(本号)
 - 四 社会法の理念(以下次号)
- む す び

三 社会法の構造

この項では前項(二、社会法存立の基礎)で、われわれが解明してきた諸点の理解を基礎として、つぎのような課題をとりあげてみたいと思う。それは一口にいつて『社会法』がどのような法的構造をもっているかを検討することである。この項の標題もそれをしめしている。このばあい『社会法』の法的構造といつても、それはいろいろの意味をもち、またいろいろの意味をもちうるだろう。したがつて『社会法』の法的構造をどんな角度から検討する

かを、まずもって明らかにしておくことが必要となるだろう。『社会法』の法律的構造といったばあい、まず第一に『社会法』がどういう法律関係を直接の規律対象となしているか、いわば『社会法』のもつ機能的意味での法律的構造という意味で理解することができる。もしもこの意味で『社会法』の法律的構造を問題としようとするならば、『社会法』が現在の独占資本主義のもとで、具体的になにを実現しようとなしているかという問題の解明と深くむすびつく、実践的な角度からの検討をなしていかなければならないだろう。前項では『社会法』の存立の基礎がどのような社会・経済的条件をもっていたか、そしてこの『社会法』がどのようにして成立することになるのかについて考察し、その一般的な条件をとらえたのであった。そこではなによりも『社会法』の生成した歴史的事実を明らかにし、独占資本主義という社会・経済的条件のもとで引き起された法律的諸現象を通じて、人々が『社会法』という認識——社会法という独自の法律体系についての——をなさざるをえなくなってきたことを明らかにした。そうした歴史的考察から『社会法』を市民法のいろいろの局面にあらわれた修正という法律的現象としてとらえ、そうした法律諸現象がどのようにして『社会法』を確立させていく力となってきたかをしめすことにしたのである。ここから『社会法』という理解が一般化することになった理由を理解しようとしたのである。しかし前項においてはそこからさらに一歩下降して、そうした市民法の修正という法律的現象そのものが、なにゆえに引き起されることになったかを問題としてきたのであった。これは市民法の修正という法律的現象から出発して、そこから『社会法』を説明するならば、『社会法』の観念的な理解にとどまってしまうと考えたためである。市民法の修正ということは『社会法』ではないから、市民法の修正という一連の法律的現象を引き起した物質的基礎を、独占資本主義という段階で生じた新しい条件変化から考察しなおす必要があったのである。『社会法』はそうした物質的基礎の法律的表現として明

らかにされなければならない。こういう考え方自体は、これまでのわたしの研究から成熟することになった。

さて前記『法律時報特集号』（第三〇巻四号八一九五八年四月）のアンケートに答えて、長谷川正安教授は『市民法』という言葉は、もし初期の資本主義、産業資本の段階の法体系を指すならばもともと適切だと思うのですが、そうだとすると、この言葉ではその時代にもけっしてなくなつてはいない公法的分野、国家的側面が捨棄されすぎているような気がします。また社会法というのは、独占段階に達した資本主義社会に対応する法体系の一部をしめるものだと思います。そうだとするとよくある市民法と社会法という対比は一面的すぎるようです』（法律時報三〇巻四号六五ページ）とされつつも、『わたくしはもし対比するなら産業資本主義段階の法体系と独占資本主義段階の法体系として対比するほうが、よけいな誤解が入らなくてよいと思います』（同上六五ページ）と述べられている。ここでは『社会法』という言葉のもちいられている意味の多様性を整理して、長谷川正安教授は、資本主義社会が独占資本主義の段階に達した以後の、資本主義の法律体系の一部を構成するものとしてとらえるのがよいと主張されている。ここでは市民法自体の歴史的な発展という法史上の主張から、独占資本主義段階における資本主義法の体系的複雑化という論理的帰決とむすびついて、『社会法』の独自性を導びかれているように思われる。しかし長谷川正安教授の主張だけでは、なお市民法と『社会法』とが区別されている根拠が明確であるとはいえないだろう。そこではただ下部構造が上部構造を決定するという、弁証法的唯物論上の一般的定式・一般的命題を、展開されているにすぎないのではなからうか。

われわれが前項（二、社会法存立の基礎）で問題としてきた『社会法』は、独占資本主義という社会・経済的条件に基礎づけられているのだという論証は、『社会法』を市民法と対比したばあいに、相対的に独自の法律的性格と原理

とをもった近代法の構成部分だとする課題の解明への出発点となそうとするためであった。たしかにこれまでわれわれがとりあげ、その見解を明らかにしてきた諸家の論文のなかでみられる一般的傾向は、『社会法』が近代法の構成部分をなしている点である。こんにちではこうした見解・主張は共通した一般論をなしていると認めることができ。しかし問題を一步前進させて、それが近代法の一つの構成部分をなすものとして、独自の法律体系をもつていると主張するならば、そのことは容易なことではないだろう。もちろん、こうした努力は多くの先学によってなされてきたし、そのことによってこの問題の解明をそれだけたやすくしてきたことは事実である。たとえばこれまで社会法の体系化ないし社会法領域の構成を資本主義的法律体制の内部で確立し、そのことによって社会法のもつ進歩的意味と役割とを押し進めるために、一貫した努力をささげられてきた菊地勇夫教授の立場がそれである。菊地勇夫教授は現行法上にあらわれた労働法・社会保障法・経済法などの諸法律のもつ新しい傾向性を整理し、それを再編成していくという形式で、この『社会法』の概念構成に近づいていくという方法を用いられている点で特徴的である。この菊地勇夫教授の主張にたいして『社会法』という概念を『およそ法は社会的規範であることを本質とするが、そのうちでも個人の私的利益を保護する意味で、権利義務本位に定められた法規範を個人法とするの⁽¹⁾にたいして、社会公共的利益の社会的統制関係を、定めた法規範を社会法として区別するものである。個人と社会との関係についての法規範の内容に対立する二つの型』として認めようとする立場があることを、菊地勇夫教授自身も認められている。これは市民法と『社会法』とを規律対象の差異からとらえようとする立場である。

(1) 菊地勇夫 社会法の基本問題——概念と体系(菊地勇夫編 社会法綜説△有斐閣 一九五九年九月) 五ページ。

この項は『社会法』がどのような法律的構造上の諸特質をもっているかを明らかにすることを課題としている。だ

からこれを容易にするためには、市民法の法律的構造上の整理からはじめることが便利である。これは『社会法』の法律的構造を知るための準備作業をなすとともに、その手がかりとしても意味があるからである。まえにあげたわしの論稿『市民法の生成と解体』（立教経済学研究二巻二号八一九五七年一月）のなかで取り扱った事項の一つに、市民法の法律的構造を問題とし論及した箇所がある。ここでは市民法のもつ法律的構造を決定する主要な要因をつぎのようにとらえている。すなわち『W—G—Wという経済的な循環過程と富（剰余価値）の実現を原基的形態として

いる社会だけが、はじめて私的（資本主義的）所有を普遍的な商品所有とすることができ⁽²⁾ること。そして資本主義社会においては、商品所有がもつとも純粹な私的所有（reines Privateigentum）として発展することになる。そして市民法の法律的構造の究極的基礎は、ここにおかれているといえること。だから、『市民法は私的（資本主義的）所有・法律的主体・契約という、法律的概念を基軸として、くみたてられてい⁽³⁾る』と。市民法の法律的構造を決定する主要な要因をこのようにとらえるのは、市民法が法律的上部構造であるという認識にもとづいているのはいうまでもない。そのとう然の結果として、市民法の土台をなしている資本主義的生産関係が、市民法にたいして決定的役割をはたし、それによって市民法そのものが規定されるものだという、弁証法的唯物論の一般的命題から出発している。こういう基本的な観点にたつて、まず現実の資本主義社会をとらえようとしたのである。資本主義社会はけつして典型的な資本主義的生産関係だけが、単一の生産関係をなしているわけでない。こういう事実の認識とむすびつけて問題を解明しようとしたのが、前記『市民法の生成と解体』（立教経済学研究二巻二号八一九五七年一月）という論稿であった。だからこんにちの資本主義社会を現実的にみれば、そこにはなおおくれた封建的生産関係や他のさまざまな生産関係が複雑にからみ合つて存在している。だから生産関係を表現している上部構造からいえば、さまざまな生産関

係を表現しているはずのそれぞれの上部構造が存在しているはずである。ところが法律的上部構造にあっては、資本主義社会でもっとも支配的な生産関係、つまり資本主義的生産関係だけが法律的上部構造となり、したがって近代法だけが単一の法として存在している。いったいその根拠はなんであろうか。この点についての理解は、『社会法』の法律的構造を問題としようとしているわれわれにとっては、とくに重要だと思う。もしもわれわれがこのことを理解できれば、『社会法』が市民法とまったく同じように近代法であること。しかも同時に『社会法』は市民法とならぶ別個の法律関係——それは次第に大きな比重をしめ、市民法自体に大きな変化と変質とをあたえる要因となっている——を規制することを理解することのできる根拠をみいだすことになる。

(2) 宮川澄 市民法の生成と解体(三)(立教経済学研究一二卷二号八一九五七年一月)一一四ページ

(3) 宮川澄 市民法の生成と解体(三)(立教経済学研究一二卷二号八一九五七年一月)三〇ページ

このことを理解する出発点として、多くの論者のひとしく引用する K. Marx の『経済学批判』(Zur Kritik der politischen Ökonomie, 1859.) の『序言』のなかの有名な定式を理解しておく必要がある。『私の研究にとってみちびきの糸となった一般的結論は、簡単につきのように定式化することができる。人間は彼らの生活の社会的生産において、一定の、必然的な、彼らの意志から独立した諸関係を、すなわち、彼らの物質的生産諸力の一定の発展段階に照応する生産関係を、受容する。これらの生産諸関係の総体は、社会の経済的構造を、すなわち、そのうえに一つの法律のおよび政治的上部構造がそびえたち、そしてそれに一定の社会的意識形態が照応する、現実的な土台を、形成する。物質的生活の生産様式は、社会的、政治的、精神的な生活過程一般を制約する。人間の意識が彼らの存在を規定するのでなく、逆に、彼らの社会的存在が彼らの意識を規定するのである』⁽⁴⁾と叙述している。このもっとも原基的な理解か

ら出発し、近代法という法律的上部構造が、国家権力によって強制的規範性を附与されること、したがって国家権力をにぎっている支配階級の、したがってブルジョアジーの意思の表現として、存在していることを理解しなければならぬ。だから近代法は資本主義社会でもっとも支配的な資本主義的生産関係によって、規定されていることを理解しておく必要がある。そうであるならば、『社会法』がこれまでの市民法と異った法律的構造をもつことは、それが法律的に反映している具体的な生産関係が、市民法の具体的なそれとでは、すこしくこととなっていることが理解できるであろう。こうして E. Pashukanis はかれが市民法を問題とするばあいには、市民法の成立する基盤である資本主義社会が、まず第一に『商品所有者の社会』である。このことは生産過程における人の社会的関係が、ここでは労働の生産物のうちに物質的形態を獲得し、相互に価値として、関係しあうこと、を意味する⁽⁵⁾ことから出発した。この E. Pashukanis が『法的一般論とマルクス主義』(Allgemeine Rechtslehre und Marxismus, 1929.)で出発の基礎としたのはいうまでもなくまえに引用した K. Marx の『経済学批判』(Zur Kritik der politischen Ökonomie, 1859.)のあの有名な定式からであった。E. Pashukanis はそれに従って具体的に市民法をとらえようとしたのであった。もちろんこの E. Pashukanis 自身の主張の理論構成にたいしては、これまで多くの批判——とくに P. Stuchka や A. Vishinsky のそれは広く紹介されている——⁽⁶⁾がなされてきたことは周知のことである。それにもかかわらず市民法の法律的構造を理論的に把握しようとするには、まずこの E. Pashukanis が展開したように、資本主義社会の構造的特質の把握から出発してゆかなければ、市民法の規律対象となっている市民法関係の正しい理解ができないだろう。市民法関係の解明から出発して市民法をとらえるという法律学上の方法を展開したこの E. Pashukanis の見解は欠陥をもっているとしても、なおこんにちの法の科学の建設に大いに役立ったことは否定できないと思う。

- (4) K. Marx: Zur Kritik der Politischen Ökonomie, Dietz Verlag Berlin, 1951. S. 5
 (5) E. Pashukanis: Allgemeine Rechtslehre und Marxismus, 1929. S. 69
 (6) P. Stuchka: Course of Soviet Civil Law, 1931: A. Vishnisky: Revolution Legality on the Present stage, 1933.

資本主義社会では、すべての人間にとって有用な物質——それが生産手段であっても、生活手段であっても——商品という姿態で現われる。ところがすくなくとも法学上の問題、とくに民法を問題とするかぎり、この商品は財産にたいする権利関係として、財産という一般的な概念に対象化されている。そしてそれを前提として、商品の交換という経済的関係・商品と商品との物質的関係についての法律的形式である市民法関係が問題となってくる。このような市民法関係のもつ諸特質が、正しく理解されなければならない。このばあい商品交換関係は商品自体のもつ物質としての性格から、商品所有者と商品所有者との抽象的な人間関係・抽象的な意思関係に転化され、したがって法律関係となつてあらわれることができるのである。こうしてすべての商品は市民法上では『物』化され、権利関係として市民法の規制対象となる法律的な所有関係に転化されているのである。こうしてもっとも発達した商品交換社会である資本主義社会においては、所有関係がすべて権利関係として観念的に、法律的に固定されてしまっているのである。資本主義生産によってうみだされた剰余価値の実現は、商品交換という姿態のもとになされている。だから K. Marx は『資本論』(第一巻第一編第二章)のなかで、商品交換という社会過程をとりあげたのであった。そして K. Marx は商品交換関係はなによりも商品自体が存在していること。しかもこの商品は物質的存在なのだから、『諸商品は自身で市場に出かけることができず、また自身で自分を交換することができない。だからそれらの保護者たちを、商品所有者たちをさがし求めなければならない……これらの物を諸商品として相互に関連させるためには、商品

保護者たちは、自分の意志をこれらの物にやどす諸人格として、相互に振舞わなければならぬ。かくして一方の人格は他方の人格の同意をもってのみ、つまりいづれも両者に共通な一的意思行為に媒介されてのみ、自分の商品を譲渡することによって他人の商品を取得するのである。だから彼等は相互に私有権者として認めあわなければならない。この法的関係は——その形式は法律的に発達していなくても契約であるが——そのうちに経済的關係が反映している一的意思関係である。この法的関係またわ意思関係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている。諸人格は、ここではただ商品の代表者として、したがってまた商品所有者として、相互的にのみ実存する⁽¹⁾。このことから K. Marx は商品交換がなりたつためには、商品交換が自由な意思にもとずいておこなわれているという形式を必要とすること。この意思関係が存在しなければ商品交換はできなくなることを明らかにした。こうして商品所有者があらわれる。商品所有者はなによりも商品にたいする私的所有権が存在することを前提としなければ、商品交換という経済的活動を実現することはできない。つまり商品交換という経済的關係が社会的に保障され守られてゆくためには、一つの意思関係である法律關係に転化された法律制度的な承認のもとに、市民法的秩序によって強制されなければならない。こうして市民法上の契約(売買)という法律的形式は、それを実現することになる。上部構造としての市民法のはたす役割は、こうしたものである。これが K. Marx の市民法についての考え方である。柳春生助教授は『「資本論」における社会法学の基本問題』(産業労働研究所報創立十周年記念特集(一九五九年二月))という論稿のなかで、こうした K. Marx の基本的な立場にたちつつ、これまでの伝統的な法律学における觀念的な思考形式が、どういう過程で生ずることになったかを、つぎのように説明されている。すなわち『商品交換において、それぞれ質をことにする使用価値として、しかも相互に他者のための使用価値として、商品所有者のもとに相對応して

登場するが、同時に商品が交換価値として現象することをつうじて、商品生産における価値形成の法則、すなわち同等の抽象的・人間的労働が商品価値の形成と取得とを規定する、という法則は、生産物のうちに対象化された同一の抽象労働のみが、したがって等価のみが、相互に交換され、取得されるという商品交換の法則、すなわち価値実現の法則に転化する。そして、これに照応して、商品所有者(商品主体)は、価値法則の作用に制約され、商品を等価において関連せしめあうように、その意志を拘束される。同時に商品所有者はこの制約された意志の媒介をつうじて、相互に自己所有の等価商品を譲渡取得し、そしてこの交換行為¹¹持手の交替をつうじて商品価値を実現せしめるに際して、必然的に、すでに客観的に形成されている所有関係を肯定し、各人がそれぞれみづからの商品を自由に処分する・平等な私有権者たることを、相互に承認しあわねばならない。それで、商品関係をたんに交換過程だけ限定して抽象的に考察すれば、私的所有権が、したがって法人格性が、あたかも流通過程において発生するかにみえるのである』と。⁽⁸⁾

(7) K. Marx, Kapital I, S. 90—91

(8) 柳春生 「資本論」における社会法学の基本問題 産業労働研究所報創立十周年記念特集八一九五九年一月九三—九四頁

市民法は資本主義社会での人間生活を実現するために、商品の交換を具体化するという使命をはたそうとする。そのためには資本主義社会に生存している人間が、相互に相手方のもつ諸利益を承認しあい、諸商品を交換しあうという法律関係を設定しなければならない。資本主義社会では生産過程で生みだされた剰余価値は、商品の等価交換によってはじめて実現される。だから労働力商品も労働契約という法律関係によって、等価交換されているのだという形

式性が附与される根拠があたえられる。これが市民法のブルジョア的取引、すなわち商品流通の法則を保障する法としてもつ二重の意味である。だから資本主義的生産関係にもっとも直接的な利害関係をもつブルジョアジーは、K. Marx と F. Engels が『ドイツ・イデオロギー』(Die Deutsche Ideologie, 1848.)のなかで述べているように、『自己の目的を貫徹するためにも自己の利益を社会のいっさいの成員の共同の利益として示すこと、すなわち観念的にいあらわせば、自己の思想に普遍性の形態をあたえ、その思想をば唯一の合理的な、普遍妥当なものとしてしめすことを余儀なくされる』⁽⁹⁾ことになる。もしも市民法が『個々人の恣意にたいするものとして、その時代の物質的生産の方法から現出する社会の共同利益と要求との表現でなければ』⁽¹⁰⁾かつてのそのように、市民法は法律外的強制をともなったものであることが必要となるであろう。生産過程で生ずる剰餘価値を生産手段を所有するものだけがじぶんのものとすることができるためには、私的(資本主義的)所有制度を確立する必要がある。そしてそれが法律学上の幻想にすぎない市民法の社会の共同利益という理論構成をとって組立てなければ、共鳴を獲得することはできない。これは権利主体の構成いかんによっては、容易に組み立てうることになる。市民法の観念的諸形式は、所有権・契約・権利などが、実際にどんな役割をはたすものであるかということとはまったく関係なく、抽象的な権利主体の観念的形態のおかげで、社会の共同利益を表現しているものとされている。だからこの市民法の観念的構築物とともに、それらは国家権力にもとづく強制作用とむすびついて、ますます社会の共同利益を実現するものだというように理解されることになる。しかも『国家すなわち政治的秩序は副次的であって、市民社会すなわち経済関係の王国が決定的要素である。従来⁽¹¹⁾の思想は、国家を決定的な要素とみて、市民社会を前者によって決定される要素とみる。なるほど外観はそれにている。個人の場合には、個人の行動の起動力が彼を實地に行動させるためには、その頭腦のなかを通じ

て、意志の動因を変化しなければならぬように、市民社会——どの階級が支配していかまわぬ——の一切の要求も、法律で、一般的効力を得るためには、国家意志のなかを通過せねばならぬ。このことは問題の形式的側面であつて、自明のことである。ただこの形式的なだけの意志——個人の場合でも国家の意志でも——はいかなる内容をもつているか、どこからこの内容がきたか、何故に他の内容でなくてこの内容に限って意慾されかという点である。それらの点を究明するときには、国家意志は全体からみて市民社会の要素によって決定される。諸階級のなかのいづれが優勢であるかによって決定され、結局において生産力および生産関係の発展によって決定される』⁽¹¹⁾ことになる。だから市民法は資本主義社会にとつても必要な人々の生活手段・生きている人々にとつて必要な社会的生産物の分配を商品交換という姿勢のもとに規制しようとするのである。これが市民法的秩序ということである。そのためには不可避免的に市民法的秩序そのものが社会の共同利益だとする必要がある。これは国家権力による助力によってはたされるわけである。

(9) Marx/Engels: Die Deutsche Ideologie, 1848, S. 45

(10) マルクス ケルン陪審法廷 1848, 2, 8.

(11) E. Engels: Ludwig Feuerbach und der Ausgang der Klassischen deutschen Philosophie, 1888. (邦訳 フォイエルバッハ論 青木版八九ページ)

W. I. Lenin は『国家と革命』(Staat und Revolution, 1917.)のなかで、『消費資料の分配にかんするブルジョアの権利は、もちろんまた不可避免的にブルジョア国家をも予想する。と⁽¹²⁾いうのは権利の規範の遵奉を強制しうる装置なしにはないのも同様だからである』と述べ、法と国家権力との関係について明らかにしている。資本主義国家は資本主義的経済体制を維持するために存在している。そしてブルジョアジーの意思を社会一般の意思に転化し、そこに市民法

的秩序を人々に強制する役割を果すことになる。したがって市民法的秩序は、この資本主義的経済体制に特有な性格を自己のうちに反映しているわけである。資本による剰餘価値の創出、つまり資本家による労働者の搾取の諸関係が市民法上の形式的平等によっておおいにかくされるように、市民法によって規制されている。こうして労働力を販売する行為である資本家と労働者との具体的な人間関係はきえうせ、すくなくとも外見的には商品所有者と商品所有者との抽象的な市民法関係にしかすぎないものとされている。資本主義国家はブルジョア的民主主義の形式的性格を利用して、人々の法律的平等を宣言することができ、そのことによって背後にかくされているもっとも深い経済的不平等の真実の姿をおおいにかくすることができるのである。だから市民法の法律的構造は、経済的所有関係を法律的な所有関係として抽象化するという点に、主要な意味があるわけである。つまり経済的な所有関係にあらわれるだれが（資本家か労働者か）という所有主体を、法人格者一般として抽象化する。そしてなにを（生産手段か消費手段か）所有しているかという関係を、『物』という法律的概念を利用して、権利の客体に転化する。そしてこの法律主体の権利の客体にたいする支配関係を、所有権一般として規定しているのである。この市民法の法律的構造は、市民法に要求されている私有財産の保護とか私有財産の神聖不可侵という法理を、法論理的に実証することになる。しかし市民法によってつねに保護され、神聖視されている『私的所有』は、それが反映する経済的關係からすれば、実際には資本家的所有という具体的・現実的な所有関係を、法律的に固定化しているものにすぎないことはいうまでもない。⁽¹⁴⁾

ここでこれまでの考察から市民法の法律的構造上の諸特徴を整理しておこう。これはのちにわれわれが検討する『社会法』の法律的構造の考察で対比されるからである。市民法の法律的構造上の特徴は、諸商品にたいする経済的支配の法律的形態としての権利概念を確立していること。そしてそのために必要な抽象的な法律関係という理論構成

をもちいていること。そこから権利主体という抽象的な概念構成がとられているということであつた。⁽¹⁵⁾ ここでは権利はいうまでもなく他の人々の支配力を抑制することのできる法律によって保障された力であるとされている。いうまでもなくかかる権利概念は、資本主義社会におけるすべての商品にたいする『自由』という概念あるいわイデオロギ―によってささえられている。⁽¹⁶⁾

つぎに資本主義社会で展開している商品交換関係に固有な法律関係(市民法関係)を形成し、それが自由な意思作用の結果として展開されるものだとされている。しかも『自由』な意思は現実の人間関係からは生まれぬ。だから市民法では人間関係を、たんに商品交換関係が実現されるための仮象にしかすぎないものとする。こうしてすべての生きた人間は、たんに商品交換関係の主体としての法律的人格として認識されているのにすぎないのである。ここでは剰余価値の根源である労働力を商品として、それのない手として、つまり人はたんなる商品所有者として、形式的に自由・平等・独立の法律的主体(Person)として、相互に向きあっているにすぎない。いいかえれば、ここでは抽象的な概念である法律的主体——形式的な自由・平等・独立という——として性格づけられ、それが市民法を貫徹する基本的な構造の一つとなつているのである。⁽¹⁷⁾ ところが経済的關係が法律に反映している關係は、經濟關係の發展にたちおかれることになる。そこに法律の發展が經濟的關係の發展によつてもたらされる新しい諸要求を、満足させることができなくなるといふ事態が、うみだされることになる。資本主義の發展はますます迅速に、かつ大量の商品流通市場をつくりだすのであり、それにもとづいて他方では、資本とりわけ大企業の労働者や消費者大衆にたいする専制支配をつくりだしていく。この資本主義的生産關係の發展にもかかわらず、それを法律的に保障しているはずの法律的範疇は、それが成立することになつた時期の商品交換關係にもつとも適応してはいたが、法律のもつ固定的

性格とむすびついて、とう然に生みだされたこの新らしく発展した商品交換関係に適合できなくなってくる。こういう傾向性は独占資本主義のもとで、市民法に強くあらわれることになった。ことに産業資本主義のもとで要求されてきた自由競争にもとずいて、商品交換関係と信用関係とが急速に発展した。そのため商品交換を実現するための法律的形式・契約もいっそう複雑なものとなってきた。契約が複雑化することによって、商品所有者の相互関係が、そうした事態のもとでいっそうまく遂行できたのである。こうして複雑な契約関係を規制するところの法律的規範——市民法——の内容の豊富化がますます要求されてきた。市民法の内容の豊富化はこういう実際的要求——それは資本主義の発展という条件のもとで、つねに成熟してくるものであるが——が、資本主義的国家によって積極的におこなわれることとなった。こういう事態は市民法がその発生を経済的諸関係からではなく、国家・その機関に負っているのだという逆転した観念的な思考方法をますます一般化することに役立つことになる。国家と法とが自足的な存在物に転化することは、いうまでもなく資本主義そのものに固有な物崇拜性のあらわれであるといえる。⁽¹⁸⁾しかし資本主義社会のなかで資本主義的国家が、現実の経済的生活にたいしてはたしている積極的な役割を増大させればさせるほど、これまで資本主義的国家のなしてきた経済的機能とは異って、ますます独占資本そのものの必要を満足させるものとならざるをえない。こういう事態のもとでは、もはや市民法の超階級の性格という幻想は、急速にくづれさらざるをえないことになる。だから K. Marx はこの『法律は、この古い法律状態から生れたのであるから、この社会状態とともに滅びなければならぬ。それは変化する生活関係とともに必然的に変化してゆく。社会発展の新らしい希望と要求とにたいして、古い法律を主張するということは、根本において、時代に適合する総体的利益を排除して、時代に適合しない特殊利益を、もっともらしく主張することにほかならない』⁽¹⁹⁾と述べているのである。

- (12) W. I. Lenin: Staat und Revolution, 1917, Dietz verlag Berlin, 1951. S. 98. (邦訳 国家と革命 レーニン二巻選集 第八分冊ハ社会書房 一九五一年七月V一四一ページ)
- (13) ソ連邦科学院哲学研究所 哲学教程(森宏一・寺沢恒信訳 三分冊ハ合同出版社 一九五九年六月V) 二六七〜二六八ページ。
- (14) 稲子恒夫 ソヴェト社会主義法における私的所有と個人的所有 ソヴェト法学一卷五号(一九五六年四月) 六四〜六五ページ。
- (15) William, G. Sumner, Folkway, 1906. P. 29. 川島武宣 民法講義序説(岩波書店 一九五一年五月) 一一ページ、四六ページ。穂積重遠 改定民法総論(有斐閣一九四二年一月) 七八ページ。
- (16) 川島武宣 法社会学上巻(岩波書店 一九五八年一〇月) 一〇五ページ。
- (17) 丹宗昭信 社会法思想の発展(菊地勇夫編 社会法総説ハ上V有斐閣 一九五九年九月) 三五〜三六ページ。
- (18) 森宏一・寺沢恒信訳 ソ連邦科学院哲学研究所 哲学教程四分冊ハ合同出版社 一九五九年八月V九三八〜九三九ページ。
- (19) ケルン マルクス陪審法廷 一八四九年二月八日

こんにちの独占資本主義のもとでは、これまでの市民法が実現しようとしている市民法的秩序と、それが法律的に反映している経済的内容とがぐいちがつてくる。市民法的秩序は社会状態の変化によって、新しい段階における社会の共同利益とは異って、ますます特殊的利益を表現するものとなってしまふことになる。そのため市民法のもっている規制的作用が、原則として市民法自体の形態上の変化にすぎだつてなされることとなる。市民法の社会化というような一連の法律的諸現象は、いづれもこの市民法上の規制的作用の変化から導きだされたものであった。市民法の社会化は土台と上部構造とのあいだの矛盾一般のたんなる論理的帰決としてではなく、実際に生じてくる新しい社会・経済的条件の発生にもなつてかたちづくられる、新しい土台と市民法という上部構造との矛盾の解決のために生じたものである。しかしわれわれが『社会法』の構造を問題とするばあいには、こうした市民法の規制的作用の

えに生じた変化——市民法の社会化という法律的現象——だけを理解してはならない。それは土台と上部構造との相互関係という弁証法的唯物論の命題にしたがって、とらえていく必要があると思う。それは社会の生産力は生産関係が生産力の性格にならず照応するものだという経済法則に立脚しているからである。生産関係は生産力の性格に照応したものでなければ、生産力自体の自由な発展もありえないという点を、いま一度ほりさげて考察してみる必要がある。すなわち『生産力はそれが発展していくある段階で、生産関係の枠をのりこえてこれと矛盾するようになる。その結果、古い生産関係は、おそかれはやかれ、社会の生産力の発展水準と性格とに照応した新しい生産関係にとつてかえられる』⁽²¹⁾のである。このことはわれわれがさきに引用した K. Marx の『経済学批判』(zur Kritik der Politischen ökonomie, 1858.) の有名な定式から導かれるからである。したがって土台と法律的上部構造との関係は、Marx 自身が市民法として最初に定式化されたナポレオン民法典 (code civile) について明らかに述べているように『この法典が近代ブルジョア社会をつくりだしたのではない。むしろ一八世紀に発生し、一九世紀に発展しつづけたブルジョア市民社会が、この法典のなかに自己の法律的表現をみいだすだけのことである。しかもこの法典が、もはや社会的諸関係に適応しなくなった瞬間から、それはただ一つの紙束にすぎないものとなる。諸君は、古い法律を新しい社会発展のきそとすることはできない。あたかもこの古い法律が古い法律状態をつくりださなかったと同じ』⁽²²⁾なのだという理解から出発しているのである。だから資本主義社会の特定の発展段階——ここでは独占資本主義という——においてみられるように、市民法上の矛盾が激化したことは、それ以前の産業資本主義の経済的諸関係に変化が生じたことを具体的にしめすものである。人々がこれまでの市民法を不公平で妥当でない結果を生ぜしめるものとして意識するようになるのは、この新しい経済関係と照応しなくなった市民法の規制的作用にたいしてなのである。こうなれ

ば市民法と異つた新らしい法律の範疇が、新らしい経済関係を前提として形成されることが、要請されてくることは当然なことである。⁽²³⁾

(20) クレーゼルマン 上部構造論(蔵原惟人・上田俊一訳 青木書店 一九五六年六月)五〇ページ

(21) ソ連邦科学院経済学研究所 経済学教科書第一分冊(合同出版社 一九五五年三月)八ページ

(22) マルクス ケルン陪審法廷 一八四九年二月八日

(23) 山中康雄 法と商品交換(愛知大学 法経論集 二九卷 一九五九年二月)一九四ページ

社会法は市民法の修正、つまり市民法の社会化という法律的现象とは区別しなければならない。市民法のなかにあつた修正は、いわば労働者階級を先頭とする全人民大衆が、自己の運命に無関心ではありえなかつた結果から生じたものである。それらの法律的諸現象は、資本主義の全般的危機に生じた点で特徴的である。したがつて他の側面においてブルジョアージの妥協的表現であることが指摘される。しかし、それは結果であり、真実の人間性をとりもどすための運動が盲目的なものから、やがて組織的な性格を身につけるようになってくると、この斗争が意識された階級斗争としての性格をもってくる。そういう時期には新らしい法律的意识が生まれ、運動したいが資本主義社会を壊滅させようとする性格のものとならざるをえないのとむすびついて、新らしい法体系の形成を生みだしてゆくのである。こうして資本主義の全般的危機(第一段階)以後に生じた国家機関の助けによる、あらゆる種類の労働者階級にたいする仮借なき弾圧、おびただしい数の一連の反労働者的な、反労働組合的な諸立法の制定、それとならんである程度の譲歩が余儀なくされたのである。これら一連の法律的现象はたしかに市民法のなかに修正原理をもち込むという法形式でなされたのである。しかし、それは市民法関係のなかに生じた諸矛盾の解決と、そうした事態にたいする市民法の規制的作用を保持するためであつた。『社会法』は市民法関係と異なる法律の範疇としての社会法関係を

規制するものとして把握する。これは新らしい事態のもとでの人間関係をしめしているわけである。だから『社会法』の構造上の特徴は、独占資本主義のもとで資本主義国家と独占資本とが融着し、独占資本の利益を直接に実現するための階級的抑圧の装置としての機能を、ますます増大させている。こういう事態のもとで国家が機能している。しかしいわゆる『福祉国家』という概念の導入によって、⁽²⁵⁾資本主義国家は独占資本主義のもとで、本質的に労働者階級ばかりではなく、私的資本の企図をも制限するような、超階級的性格のものに変質してしまっていると主張することによって、『社会法』の本質把握を困難なものとしている。だから企業の国有化というような例をとって考察してみれば、それはけっして資本主義的所有そのものを一掃してのではないことが解かる。そうではなくてただ企業の形態だけを変化させているにすぎない。つまり企業形態を変化させることによって、資本主義的搾取を除去するどころか強化しさえする。国有化された企業の内部にあっては、あいかわらず個々の労働者は、剰余価値を創出しているわけである。しかも企業内部にあっては、労働者にたいする労働諸条件は、たんに経済的強制をうけているだけではない。それは資本主義国家の助力によって、直接的な法律的強制を必要とするならば、企業の公共性をよりどころとして容易に可能にすることができる。だから巨大な独占資本は、国家の財政的援助をうけることができ、国家の機能そのものを自己の掌中におさめ、自己のために機能させることができる。このように独占資本主義のもとでの国家独占資本主義化の傾向性の増大は、けっして社会の共同利益に合致しているわけではないのである。

(24) 山之内一郎 ソヴェト労働法下巻(叢松堂書店 一九五六年四月)二一七ページ

(25) この点についてわたくしは『民法におけるいわゆる「公共の福祉」理論について』(立教経済学研究一〇巻二号 八一九五七年二月 一卷一号八一九五七年六月)という小稿において、くわしく取扱ったことがある。そこでの考案を要約してみると『公共の福祉』理論の主張するような福祉国家のなしている経済的關係や社会生活關係にたいする直接的な干渉、すなわち

『福祉国家』のなしている積極的な行動が、あたかも社会全体の利益に合致したものだという主張の理論的根拠を提供している点に『公共の福祉』という言葉の特徴があることをしめした。しかしこんにちの資本主義社会は階級社会であるのだから、社会の共同利益は『公共の福祉』理論の主張にもかかわらず、じつは特定の利益にしかすぎないこと。また福祉国家のなす活動も、国家の本質的性格からして、とう然に超階級的なものとして機能しえないことから、こうした主張には無理があることを明らかにしておいた。

この事例で解るように『福祉国家』がなしている経済関係にたいする干渉・積極的な活動は、いかなる程度においても独占資本の力を制限してはいない。むしろそれとは逆に独占資本のもとに労働者を隷属させ、その搾取をつよめるための形態となっている。それはこんにち人々が理解できるように、労働者のみではなく、農業法や独占禁止法などの経済法でとられているように、農民や中小企業者などまでをふくめて独占資本に従属させるために、一切の競争者を排除するための手段を有利に利用させるためでもある。⁽²⁸⁾だから『社会法』において規範的強制をはたしている国家権力は、いわゆる『福祉国家』というような表現にもかかわらず、あくまでも強制装置としての資本主義国家である。たとえ資本主義国家が経済的諸関係にたいして、なんらかの積極的干渉をなし、いわゆる『福祉国家』として機能してとしても、社会関係のうえではたす役割についてはかわりがない。『福祉国家』の理論的根拠とされている企業の国有化など、それがどのような形態であっても、資本主義国家が社会の共同利益の実現者として行動することとは、社会法関係にとってもできないことである。そのため『福祉国家』理論がこころみている例証としてあげられる幾多の事例は、ことごとく法科学的考察のそれではない。そればかりではなく、むしろまさに正反対の事例の例証ともなるであろう。『社会法』が市民法とまったくの同一の近代法の構成部分をなしているというのは、法律的強制を実現する強制装置としての国家が、資本主義国家であるという同一性に根拠づけられるのである。独占資本主義の

もとは、これまでの『平均利潤の法則』とともに、『最大限利潤の法則』が作用している。こういう独占資本主義の現在の段階において、独占資本は国家権力の手をかりて、労働者・農民・中小企業者などの広汎な人民諸層から収奪を直接になしている。近代法体系における公法と私法との融合関係として、一般的に理解されてきた法律的現象——社会法関係と社会法体系の形成——は、こういう独占資本が自己の掌中に国家権力をおさめた時期の法律関係（社会法関係）にたいする法律的規則なのである。それは市民法関係を生じた新しい諸関係に対処する市民法自体の修正——市民法社会化——ということとは異って、直接に社会法関係を規制する法としての『社会法』が形成されたのである。公法と私法との融合関係が『社会法』という独自の法律体系を形成するというのは、これまでの法律体系にたいする固定的観念からする形式的理解にもとずいている。しかしともかくこうした事実の反面をしめすものである。すなわち『社会法』が公法と私法とにさい然と区別することができないということ、両者の性格をそのうちに含むという法律的性格は、『社会法』の規律対象をなす社会法関係のもつ特殊の性格にもとずいている。社会法の規制対象となる社会法関係は、現実の力関係を直接に表現した社会関係の法律的表现である。そこでは一方で国家権力の助けによって、巨大な富を自己の手中に集積している独占資本が、法律の主体となって位置している。そして他方では没落・窮乏の運命を社会的規模で負わされている労働者・農民・中小企業者などが、法律の主体として位置している。こういう法律の主体の相互関係に展開することになる権利Ⅱ義務関係が、社会法関係なのである。だからこういう事実にもとずいて、『社会法』のうえででは独占資本主義のもつて、必然的に発展する階級斗争が、人々の政治的自覚とむすびついて、『法の解釈』という法律学上の斗争が、社会的規模で展開することになるのである。こうして国家権力は『社会法』によって、市民法秩序にたいする法律的意識のうえに生じた動搖をおさえ、労働者階級の力を鎮圧するために

役立てようとする。そして『社会法』をよりどころとして組織された暴力をますます強大にしようとする。この点でさきに述べたような市民法の修正とひじょうに類似している。しかしこれは『社会法』のもつ二つの側面からではなく、『社会法』自体がさきにみたような社会法関係の直接的規制作用をなすという点に求められるのである。こんにち資本主義国家がなによりも『福祉国家』として変質をとげてしまったというような主張は、『社会法』という法律体系の形成とむすびつくものであり、それにもとづいて『社会法』がそれ自体、社会の共同利益を実現するかなんな理論的根拠をもっているという主張は、『社会法』の構造的な理解からは生れないだろう。なぜならば人々の権利や幸福を確保するために変質したはずの『福祉国家』が、あいかわらずその階級的性格からして、暴力装置であることにはかわりがないからである。

(26) ソ連邦科学院哲学研究所 哲学教程四分冊(森宏一・寺沢恒信訳 合同出版社 一九五九年八月)(八二六〜八二七ページ)
 『社会法』が市民法の修正——市民法の社会化——とまったく同一のものではない理論的根拠の一つは、つぎの点にあるといえる。それは『社会法』が市民法の構造とは異って、相対的独自の法律的構造をもっているということである。『社会法』は市民法の原基的構造をなしている市民法関係としてあらわれる法律の主体(法人格)、法律関係の構造、責任主義(意思主義)とは異った構造をとってあらわれている。これは市民法の法律的構造をわれわれが問題とするばあいには、つねに法律の主体(法人格)・契約・意思表示というような基本的な法律的範疇から組立てられていることを明らかにしている。そしてそれらがどのような法律的概念から理論的に構成されているかを検討している。これとまったく同一の基盤にたつて、この『社会法』を考察しておく必要がある。これは『社会法』の形式的意味での法律的構造を、別の側面からする考察となる。これまで『社会法』を問題とするばあいには、だれでもこの点を指

摘しているといいうる。そしてそこから『社会法』の独自の存立と、その存在領域を説明しようとする。しかし、こういう点の主張からだけでは、抽象的・形式的論理としてはとにかくとして、市民法の社会化——市民法の修正——と『社会法』との区別とが、かならずしも充分になされているとはいえないように思われる。だがそれにもかかわらず、『社会法』が市民法の法律的構造とは異った、独自のものをもつことの理解のための手がかりとなりえることはいうまでもない。およそそれが市民法であっても、また『社会法』であっても、近代法自体の法律的構造はいうまでもなく、社会の物質的な生産関係によって規定されざるをえない。つまり近代法の内容も形式も、近代法の実質的内容となる歴史的な社会関係とは、無関係なものではありえない。社会関係を構成している個別的な法律的諸事実に生ずる歴史的な変化は、資本主義的發展の進むにつれて、近代法の、したがって市民法や『社会法』というような近代法自体の法律的構造上の変化をとまなうことになる。たとえば前記法律時報の『市民法と社会法について』のアンケートのなかで、川島武宣教授は『社会法の基本的な判断わく組は、現実の社会生活の中で個人が必ずしも常に独立また自由でないこと、必ずしも自由意思の主体ではないこと、を前提としている。これは権利関係を構成する力の関係が、現実には個人対集団のあいだで存在することを承認し、これを規制するところの判断わく組みの上に立脚している。このような判断わく組みの変化は、決して、単に人々がかつては愚かにも「気がつかなかった」、のちにいたって「気がついた」というようなことではないことは、言うまでもない。この変化は法律——すなわち、政府権力が——が社会生活の中に存在する現実の力関係に対しておけるところの態度決定の変化なのである。こうして、政府権力のこのような変化は、それを支える力関係の変化の総決算にほかならない』（法律時報三〇巻四号、昭和三年四月、七〇ページ）と答えられている。ここでは『社会法』の規律対象をなしている法律関係（社会法関係）が、市民法の規律

対象となつてゐる法律関係(市民法関係)とは質的に異つて、独占資本主義という段階での具体的・現実的な社会関係の法律的反映であることをつかまうとされている。したがつて、その法律関係(社会法関係)の法律的主体は、資本とそれに結びあつてゐる生きた人間という関係であることが、前提となつてゐるとされるのである。そのためこれまでの市民法上の仮説となつてきた自由な意思関係は、ここでは社会・経済的条件によつて規定された、事実にある意思関係として展開されている。だから川島武宣教授だけではなく、すでにこの論稿のいろいろの個所で引用した主張にみられるように、『社会法』の法律的構造の特質を法律主体・法律関係・意思主義という諸点から説明するのである。これは社会法関係が事実的な意思関係として、とらえなければならぬ点から、とう然に一般化されていることは明らかであろう。そしてこういう法的範疇の変化は、独占資本主義の段階のもつて、市民法秩序自体に内包されてきた矛盾の結果からだと主張されるのである。

『社会法』は近代法のなかで、これまででもっとも中核をなしてきた市民法的秩序そのものの失われてゆく強制的規範性を、保持するためだと一般に説明されている。しかし、それは『社会法』が結果的に失なわれた市民法的秩序の回復に役立てられてゐるということであつて、『社会法』が市民法的秩序を規範内容としてゐるのではない。資本主義社会では、ことに独占資本主義のもとでは、人々が法だけの上ではなく、実質的に自由・独立・平等なものとして、真に人間らしい社会関係をうちたてることを希望するのはとう然であろう。人間の歴史はまさにそれであつた。だからそれを実現しようとしてゐる社会勢力と、現在の諸関係を事實的なものとしてうけいれ、それを守りぬこうとする社会勢力とが、法律関係の平面にたちあらわれることになる。そのためそれぞれの要求を保障することのできる社会的秩序を、建設しようとする政治的要求が強化されてくる。資本主義社会が階級社会として実在しているか

きり、これはしごくとう然なことであろう。この階級的な力関係が、こんにちの法律関係の諸特質を形成しているのである。市民法関係にあらわれた法律的主体の形式的な自由性・平等性は、いづれも初期の産業資本主義の時期における要求の具体的なあらわれであった。なぜならば市民法上の法律的主体のもつ独立・自由・平等は、いうまでもなく商品所有者たちの意思が、商品にかんする客観的な経済法則に制約されたものであることの法律的承認であったからである。ところがまえに述べたように、社会法関係をむすぶ法律的主体は、市民法関係におけるような抽象的・形式的な独立・自由・平等な法人格 (Person) ではない。市民法関係のこの法人格の抽象性・形式性は明らかに現実の資本主義社会のなかで展開されている社会生活関係にせめられた、具体的な自由・平等・独立とは矛盾している。こういう市民法関係そのものにたいする反省は、形式的な独立・自由・平等という法律的主体がいかに現実の社会生活における人 (menschen) をして、不自由・不平等の隷属関係を強制されるかを明らかにする。これは市民法の修正——市民法の社会化——を導くとともに、市民法のこの基礎的・端初的範疇たる法人格の再編成としての『社会法』をうみだすことになる。⁽²⁷⁾これは労働法関係の法律的主体をみれば、明らかにすることができると思う。だから『社会法』上の法律関係 (社会法関係) は、市民法関係とは異った法律的構造上の特質をもっているといえる。だからこの点に着目して柳春生助教授は、まえに引用した論文 (『資本論』における社会法学の基本問題) のなかで、『社会法関係の本質把握のためには、資本主義生産様式の本質的關係たる、剩餘価値の生産・再生産の關係、換言すれば価値増殖過程における生産關係の分析と把握とを必要とする』⁽²⁸⁾ことを主張されているのである。

(27) 舟宗昭信 社会法理論の發展 (菊地勇夫編 社会法綜説へ上) 有斐閣 一九五九年九月) 三六ページ

(28) 柳春生 「資本論」における社会法学の基本問題 (産業労働研究所報 創立十周年紀念特集 一九五九年二月) 一一三頁

つぎに意思主義は市民法において、いわゆる責任主義にもっとも端的にしめされている。市民法では、この責任主義は過失責任主義としてあらわれる。それは人々の社会的活動、したがって法律的活動にとっても『自由な意思』を前提としているという構想にもとずいて、くみ立てられている。ところがこの自由な『意思』は、すでに明らかにしたように、現実の社会・経済的条件によって規定された意思にしかすぎない。だから独占資本主義のもとでは周知のように、しばしば判例法でしめされているように、無過失責任主義の法理論の導入によって、市民法の修正——市民法の社会化——がなされざるをえないのである。もともと責任は個人的なものに限られるものではない。だからこれにち社会保障法などによってしめされ、その原理的基礎となっている責任の帰属を、たんに個人的なものとせず、それを集団的なものとすることもできるわけである。『社会法』はこれまでの市民法がとってきた自由な『意思』という仮説によって、なりたってきた責任理論の判断のわく組とは異った立場をとっている。すなわちそれを社会的原因からの責任理論におきかえるという理論構成にたっている。渡辺洋三助教授は『市民法と社会法』(法律時報三三五号)のなかで、『責任ということばに対する民衆の価値観念から歴史的に異ってきている事実を基礎を置いていること、したがって過失責任は賠償制度における市民法の反映であり、無過失責任は社会法理の反映であることをみとめる必要がある』⁽²⁹⁾とされ、つづいて『無過失責任を社会法理のあらわれと理解するならば、それはそのかぎりで古典的市民法理たる過失責任と対立するものであることを見失ってはならない』⁽³⁰⁾と主張されている。だがこれはあくまでも産業資本主義が独占資本主義へ移行したという社会・経済的諸条件の変化にもとずいて、生ずることになった市民法の社会化という市民法そのものの歴史的発展にもとづく性格をしめすものなのである。そのためそこで主張されているよう

に、無過失責任主義が過失責任主義と対立する、したがって意思主義を全面的に否定することはない。『社会法』は生じた損害の結果にたいする社会的責任性を確立することによって、『社会法』に個有な法律的性格を附与している。だから『社会法』のとする理論構成は、意思主義にもとづく過失責任をそれ自体の全面的否定ということではない。それは独占資本主義という社会・経済的条件にもとずいて発生する諸種の責任——資本の集中・集積の実現過程で生ずることになるいろいろの損害についての責任——にたいする、新しい社会的意識、それは市民法が実現しようとしてきた形式的な公平な賠償の実現という自由な『意思』の仮説から転換し、実質的な公平な賠償という別個の理念から導きだされたものなのである。

さて、以上のような諸点からの『社会法』の法律的構造についての考察によって、われわれは市民法のそれとは、『社会法』の法律的構造が異つたものとなることが、理解できるのではないかと思う。これらは近代法体系のうえで、『社会法』をして相対的に独自の法領域をもつものとして、認めうる根拠となるであろう。しかしこの『社会法』が人々の社会生活の諸関係にたいして実現しようとするものは、あくまでも階級としての意思の実現ということである。しかもこの意思の実現は、柳春生助教授が前記引用の論文（「資本論」における社会法学の基本問題）で主張されていのように、階級斗争によって制約された階級の意思の具体的な表現なのである。すなわち、『自由と平等の権利に起因する階級斗争の解決は、結局、国家権力に帰着する。したがって、かかる斗争の歴史的過程のなかに発生した社会法は、階級社会の法であり、しかも労働者階級が国家権力を掌握していない階級としてとどまっているかぎりでは、権力を握る支配階級の、しかも階級斗争によって制約された階級としての意思の表現である』と規定することができらう。このことはすでに引用したわたしの『法律学入門』（新興出版社 一九五二年二月）や、また多くの論者

もみとめ主張している『社会法』に相反する二つの性格、すなわち力関係のいかんによっては、『社会法』の虚偽性と保護的機能との二つの性格が内在する基礎をなすのである。それは『社会法』が独占資本主義への移行という社会・経済的諸条件を背景として、鋭く対立した階級関係から、したがって一方では労働者階級の激しい抵抗と要求とによって、『社会法』の内容が確定し、したがって資本家階級の譲歩と妥協とをさせることになる。そして他方ではこの逆の関係が成り立つことになる。だから『社会法』と民法とは、現実の階級関係がどのように働くかによって、相互移行の条件をもつことになる。これは『社会法』が民法の修正によって、民法原理自体の克服によって形成されたというのではなく、民法の修正——民法の社会化——を引き起こすことになった現実の社会・経済的諸条件の変化によって生じた社会的思想にもとずいて、民法とは異なる別個の法理念に導かれて形成されているからである。この『社会法』の法律的構造にもとずいて、『社会法』では法の解釈をめぐる斗争がもっともはげしく集中的にあらわれる。この点を明らかにするためには、『社会法』がどのような法理念によって貫徹しているかをとりあげる必要があるだろう。だから稿をあらためて、この課題に進むことにしたい。

(29) 渡辺洋三 市民法と社会法 法律時報三三五号 二四ページ

(30) 渡辺洋三 市民法と社会法 法律時報三三五号 二四ページ

(31) 柳春生 「資本論」における社会法学の基本問題 (産業労働研究所 創立十周年記念特集 一九五九年一月) 一一二ページ

(32) 丹宗昭信 社会法理論の発展 (菊地勇夫編 社会法綜説上巻) 有斐閣 一九五九年九月 二二二ページ